

昭島市立小・中学校体育館空調設備運用指針

昭島市教育委員会

令和2年4月

目次

I はじめに

(1) 本指針について

(2) 子どもの健康及び学校施設における環境負荷低減について

II 夏季の空調設備（冷房）の使用について

(1) 空調設備（冷房）の使用期間について

(2) 空調設備（冷房）の使用時間について

(3) 空調設備（冷房）の設定温度について

III 冬季の空調設備（暖房）の使用について

(1) 空調設備（暖房）の使用期間について

(2) 空調設備（暖房）の使用時間について

(3) 空調設備（暖房）の設定温度について

IV 適正な運用

(1) 児童・生徒の体調管理について

(2) 空調設備（エアコン）の操作について

(3) 省エネルギーの取組について

I はじめに

(1) 本指針について

本指針は、近年における夏季の記録的猛暑等により、教育活動中の児童・生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、教育活動に適した室内環境を確保することで、より良好な学習環境を提供するため、令和元年度から令和3年度にかけて、全ての小・中学校体育館に空調設備を導入し、令和2年度から順次その運用を開始することを踏まえ、使用に際して子どもたちが安全・安心で快適な学習環境を提供する一方で、省エネ・地球環境への配慮に対する意識をより一層高めていく必要があることから、適正かつ有効に使用してもらうため、体育館空調設備の運用について一定の方向性を示すものである。

今後も、各小・中学校において、本指針を基に更なる省エネルギー化に向け、創意工夫を加えた取り組みをお願いいたします。

(2) 子どもの健康及び学校施設における環境負荷低減について

空調設備を導入することは、子どもたちへ快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象や、エネルギー消費に伴う温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出といった地球環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

昭島市教育委員会としても、施設面でより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取組を進めています。

さらに、環境に対する負荷を一層低減するためには、各学校において、児童・生徒・教職員ひとり一人が環境問題に対する意識をより一層向上させ、一体となって取り組むことが重要です。

本指針を基に、各学校でより一層の創意工夫を加えながら、環境にやさしい空調設備の使用を進めるようお願いいたします。

Ⅱ 夏季の空調設備（冷房）の使用について

（１）空調設備（冷房）の使用期間について

- ・原則として、**6月1日から9月30日までの期間**とします。

なお、児童・生徒の体調や学習環境等を考慮して、使用期間を調整してください。

（２）空調設備（冷房）の使用条件等について

- ・**空調設備の使用条件は室内温度が28℃以上**とします。

但し、環境省熱中症予防サイト等により暑さ指数が警戒（WBGT 25℃）以上とされる場合は、期間及び室内温度に関わらず使用できることとします。

※文部科学省通知では、適正な冷房温度を、28℃程度としています。

- ・**空調設備（冷房）の使用時間については、原則として授業時間内**とします。なお、授業時間外であっても行事や部活動等を行う場合は、児童・生徒の体調管理に十分に注意を払い、校長・副校長または、責任者等の判断により柔軟な対応をお願いいたします。

（３）空調設備（冷房）の設定温度について

- ・原則として、**空調設備（冷房）の設定温度は28℃**とします。
- ・設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなりますので、適正な温度設定で使用してください。

Ⅲ 冬季の空調設備（暖房）の使用について

（１）空調設備（暖房）の使用期間について

- ・原則として、**12月1日から3月31日までの期間**とします。

なお、児童・生徒の体調や学習環境等を考慮して、使用期間を調整してください。

（２）空調設備（暖房）の使用条件等について

- ・空調設備の**使用条件は室内温度が19℃以下で学校行事での使用**の場合に限ります。

※文部科学省通知では、適正な暖房温度を、19℃程度としています。

- ・**空調設備（暖房）の使用時間については、原則として行事等の時間内**とします。なお、行事等の時間外であっても、児童・生徒の体調等を考慮して、校長・副校長または、責任者等の判断により柔軟な対応をお願いいたします。

（３）空調設備（暖房）の設定温度について

- ・原則として、**空調設備（暖房）の設定温度は19℃**とします。

・設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなりますので、適正な温度設定で使用してください。

IV 適正な運用

(1) 児童・生徒の体調管理について

- 体感温度には個人差があります。児童・生徒個々の体調等に配慮してください。

(2) 空調設備（エアコン）の操作について

- リモコンボックスの開錠、施錠及びリモコンの操作は校長・副校長または、責任者等が行ってください。
- 体育館を使用しない場合は、電源を切ってください。
- 退館時は、切り忘れがないか確認してください。

(3) 省エネルギーの取組について

- これまでも各学校におかれましては省エネルギー対策について取り組んでいただいておりますが、更なる取組に努めていただくようお願いいたします。
- 環境負荷の低減ならびに電気料金・ガス料金の節約にご協力願います。